

勅授

一
XXIII

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

丙
昭和二十九年九月
一三〇三

爵位課長



陸軍中將渡邊雅夫叙位の件

陸軍部

昭和二十九年九月十一日
官報

官 内 省

裏面白紙



陸軍中將渡邊雅夫叙位の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年十二月十一日

内閣總理大臣 吉田 茂

内閣

令 第二三三號

起 昭和二年二月 日

裁可昭和二年三月 日
決定昭和 年 月 日
行 昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務

陸軍中將渡邊雅夫叙位の件

本件ハ叙位後退任ノ者ニ付昭和二年三月五日
付テ以テ叙位發令方或計ハレ度 内閣

内閣

内閣 第二二三 號

案 起
昭和二年二月 日

裁可昭和二年三月 日
決定昭和 年 月 日
行 昭 和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官

陸軍中將渡邊雅夫叙位の件

内閣

裏面白紙

内閣大臣 渡邊 雅夫

叙 従四位

正五位

三月

昭和三十二年四月三十日
高等官一等

陸軍中將

正五位

渡邊 雅夫

夫

昭和三十年九月十五日附發令相成度

内閣大輔

陸軍

叙従四位

正昭和十七年九月一日五位

高昭和二十一年四月三十日等官一等

陸軍中将 正五位

渡邊 雅夫

Handwritten note on a slip of paper, possibly containing a name or date.

裏面白紙

裏面白紙



陸軍

一復業位第 四八二号

昭和二十一年十二月九日

復員廳總裁 男爵幣原喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿



陸軍中将 渡邊 雅夫 進位の件 止申

迨て布付 昭和二十一年九月一日 位階進叙資格到達の有
りたるが終戦後の諸種の業務輻輳と通信連絡の意の知
くならずなかつたに由り手続が遅延いたしましたか本人は昭和二十
一年一月四日豫備役となつたに由りついで 昨有十月内
閣人閣議第九〇七号 通牒に基つて本叙位特記に昭
和二十一年九月十五日附に勅及發令方御取計らひ
願ひます

官報不登載